

不利益処分に関する処分基準 個票

都市建設部 建築指導課

不利益処分の内容	建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の取消し	
根拠法令等及び条項	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第39条	
	根拠条項	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第39条
	参考事項	栃木市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第8条
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
処分基準	<p>【 基 準 】</p> <p>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律                      第39条 所管行政庁は、認定建築主が前条の規定による命令に違反したときは、第35条第1項の認定を取り消すことができる。</p>	